

(表 面)

第 号	
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第84条第3項において準用する同法第23条第2項の規定による	
身 分 証 明 書	
写 押 出 スタンプ 真	職名及び氏名
	年 月 日生 年 月 日交付
	経済産業大臣 印

(裏 面)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律抜すい

第23条 (略)

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第84条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、発電用原子炉設置者等に対し、その業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、発電用原子炉設置者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第23条第2項及び第3項の規定は、前2項の立入検査について準用する。

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第84条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第91条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第84条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。